

居住支援について

居住支援とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、外国人など）の賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施すること。

居住支援法人について

居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの。

当社は石川県に認定された居住支援法人である（石川県指令建第1213号）。

居住支援法人ができること

- ・入居前の相談
- ・住宅の提案
- ・不動産店への同行
- ・入居後の見守りサービス
- ・生活相談
- ・退去後のサポート

お困りの方はご相談ください

TEL 076-287-6631

月曜日～金曜日

10:00～17:00